なされている者については手続開始の決定後関東地方整備局副局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該空港等土木工事における客観点数が1,250点以上であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成15年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）また、経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員に下記の施工実績を有すること。

ア）航空機離発着回数10万回／年以上の供用中の空港において、「空港土木施設」※を施工した工事

イ）静的圧入締固め工法（コンパクショングラウンチング工法又は砂圧入式静的締固め工法のいずれか）を施工した工事

上記ア）、イ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を有すること。

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、重要な構造物（橋梁、函渠）とする。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成15年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

ア）供用中の空港において、「空港土木施設」※を施工した工事

イ）静的圧入締固め工法（コンパクショングラウンチング工法又は砂圧入式静的締固め工法のいずれか）を施工した工事

上記ア）、イ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を有すること。

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、重要な構造物（橋梁、函渠）とする。

なお、当該施工実績が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に専任で配置できる者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、１人の者が、平成15年４月１日以降に元請けとして、完成・引渡しの完了した下記に掲げる工事の施工経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工経験は、出資比率20％以上であること。ただし乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

また、経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が下記の施工経験を有していればよい。

ア）供用中の空港において、「空港土木施設」※を施工した工事

イ）静的圧入締固め工法（コンパクショングラウンチング工法又は砂圧入式静的締固め工法のいずれか）を施工した工事

上記ア）、イ）は別件工事でもよいものとするが、全ての実績を有すること。

※空港土木施設とは、滑走路、誘導路、エプロン、着陸帯、道路、駐車場、空港用地（のり面、排水施設、護岸）、重要な構造物（橋梁、函渠）とする。

なお、当該施工経験が地方整備局（港湾空港関係）の発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑹から⑿　第５号の２⑹から２⑿に同じ

３　第５号の３に同じ

４　入札手続等

⑴から⑶及び⑸　第５号の４⑴から４⑶及び４⑸に同じ

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送等すること。

①　電子入札システムによる入札の締め切りは、平成31年５月30日14時00分。

②　紙により持参の場合には、平成31年５月30日14時00分。

関東地方整備局総務部経理調達課調達係まで持参すること。

③　郵送等による入札書の受領期限は、平成31年５月30日14時00分。

提出先は、関東地方整備局総務部経理調達課。

開札は、平成31年６月４日10時40分

５　第５号の５に同じ

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuo Matsunaga Vice Director-General Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Ground improvement construction work of the C runway and others in Tokyo International Airport, 1 set

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00　8 April 2019

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　30 May 2019 (tenders brought or submitted by mail : 14 : 00　30 May 2019)

⑹　Contact point for tender documentation : Toru Sekine, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism ; 5―57 Kitanakadori, Naka-ku, Yokohama-city, Kanagawa-pref 231―8436 Japan TEL 045―211―7413

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年３月８日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長　坪井　史憲

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

○気象第52号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　南鳥島気象観測所⑱電気設備改修その他工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都小笠原村南鳥島

⑷　工事内容　既設発電機及び附帯設備の更新、建具等の建築改修及び空調等の機械設備改修を行うものである。

構造　鉄筋コンクリート造　平屋建

建築面積　857.75㎡

延床面積　887.73㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から平成32年３月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　仮設可搬型発電機　５台　常用発電機　３台　電力貯蔵設備　１台　中央監視設備　１台　制御盤類　10面